

職員の育児休業に伴う任期付採用職員の募集について

福島家庭裁判所

1 募集官職及び人数

任期付採用職員（家庭裁判所調査官） 1人

2 任用期間

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

任用期間は、短縮または延長される場合があります。

3 勤務裁判所

福島家庭裁判所郡山支部（〒963-8566 福島県郡山市麓山1-2-26）

4 職務内容

家庭裁判所調査官事務

5 就業時間等

(1) 就業時間

午前8時30分～午後5時00分（休憩時間45分）

(2) 休日

土曜日、日曜日及び祝休日

6 給与等

(1) 給与額

採用時までの経歴に応じて金額が決定されます。

(2) 通勤手当相当額

支給条件を満たす場合に限り、規定により算出された額が支給されます。

7 受験資格

次の要件をすべて満たす者に限ります。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 高等学校卒業以上の学歴を有する者

(3) 国家公務員法第38条が定める以下の事項に該当しない者

ア 成年被後見人、被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) かつて家庭裁判所調査官であった者

8 選考実施日

2月中に実施（具体的な日時は、受験票に記載してお知らせします。）

9 選考方法

口述試験（個別面接）

10 申込手続等

(1) 申込期間

2月10日（火）から2月16日（月）まで

(2) 申込方法

履歴書1通（市販の履歴書の用紙に、最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きの写真を貼付したもの）及びかつて裁判所書記官であったことを証する書面（人事異動通知書等）の写しを、(3)の申込先に持参または簡易書留郵便で提出してください（持参する場合は、平日の午前9時～午後4時30分の間に提出してください）。

なお、郵送する際は、封筒の表に「任期付採用職員選考申込み」と朱書きし、封筒の裏面に住所及び氏名を明記してください（申込最終日必着）。

(3) 申込先

〒960-8512 福島市花園町5-38

福島家庭裁判所事務局総務課人事第一係

電話 024-534-2196（係直通、担当者：羽田）

(4) 受験票の交付

受験票は、(1)の申込期限後に、郵便により送付します。申込期限から3日経過しても受験票が届かない場合は、(3)の申込先にお問い合わせください。

11 最終合格通知

口述試験受験者に対し、選考実施日から5日以内に合否を通知します。